

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで
② 平成4年4月から5年3月まで

申立期間①について、結婚前の国民年金保険料は、私の両親が納付してくれていたが、結婚後の申立期間①の保険料については、自身が納付した。

その納付方法等については覚えていないが、両親から「任意加入であった20歳の学生時から国民年金に加入し、これまで国民年金保険料を欠かさず納付しているので、結婚後は必ず自身で保険料を納付するように。」と言われたことを強く記憶しているので、間違いなく保険料を納付したはずである。

申立期間①の国民年金保険料が未納と記録されているのは納得できない。

申立期間②について、この前後の頃は収入が少なく、奨学金返還の免除及び国民年金保険料の免除を毎年申請していた。

また、申立期間②の後の期間である平成6年4月から同年11月までの期間については、国民年金保険料の免除を申請するのが病気のために遅れたので、未納と記録されていることに納得しているが、申立期間②については、申請するのが遅れる特別な事由もなく、免除が承認されていないのは疑問である。

申立期間②について、免除承認済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録を見ると、申立人自身が特別な事情があったと認める平成6年度を除き、申立期間②前後の期間の国民年金保険料の免除申請手続については、毎年、適時に申請されていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間②の前後は国民年金保険料の免除

承認済期間となっており、申立人の陳述によると、申立人の経済状況が申立期間②についてのみ好転した事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和57年度の納付記録欄に「58催」との事跡があることから、当該年度の国民年金保険料が未納であったために催告を受けたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、具体的な納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が明確でない。

さらに、申立期間①は4年間に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、C社からA社に出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員プロフィール、D健康保険組合の回答及び元従業員の陳述から判断すると、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月

の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、C社からA社に出向した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、同社の回答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同期入社で一緒にA社に異動したとする元同僚の社員プロフィールを見ると、昭和48年10月27日に同社に異動となった旨記されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

大阪（奈良）厚生年金 事案 13851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、C社及び関連会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年5月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和39年5月※日に設立されたことが確認できる上、申立人及び複数の元同僚が、同社設立当時の従業員数について20人ないし30人ぐらいであったとしているところ、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が適用事業所となった同年8月1日に被保険者資格を取得している者が31人確認できることから、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社を継承しているB社は不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 13852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年10月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における資格喪失日が平成21年10月30日と記録されていることが判明した。私の退職日は、最終勤務日が同年10月30日の金曜日であったので、事業主との話し合いで、同年10月末日とすることになった。同年10月の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社の元事業主の陳述から、申立人は、申立期間も同社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成21年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成21年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間について、32万円又は36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成21年6月から22年6月までは36万円、同年7月から同年9月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月13日から22年10月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されていることが判明した。
A社から訂正届が提出され、記録が訂正されたが、時効が成立したことにより、申立期間の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映されない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書並びにA社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成21年6月から22年6月までは36万円、同年7月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っており、申立期間の保険料は納付していないと回答していることから、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、夫はA社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険

が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭

和 38 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭

和 38 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間に異動はあったが、夫はA社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険

が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭

和 38 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、夫はA社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用

されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和38年9月23日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、B社の人事担当者は、「A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）で厚生年金保険に加入させるべきであったと思う。」旨陳述していることから、申立人は、A社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店において、厚生年金保険が適用されるべきであり厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭

和 38 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間も継続してA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場及び同社本店における複数の同僚の陳述並びに同僚提出の給与支給明細票から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（A社C工場から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場の人事担当者が提出の申立期間当時の社内報に、同社C工場から申立人を含む19人が、昭和41年7月28日に同社D工場に赴任した旨記されていることから、同年7月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間も継続してA社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事資料、A社C工場及び同社本店における複数の同僚の陳述並びに同僚提出の給与支給明細票から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（A社C工場から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場の人事担当者が提出の申立期間当時の社内報に、同社C工場から申立人を含む19人が、昭和41年7月28日に同社D工場に赴任した旨記されていることから、同年7月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当

である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から同年8月8日まで

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間も継続してA社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事資料、A社C工場及び同社本店における複数の同僚の陳述並びに同僚提出の給与支給明細票から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（A社C工場から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場の人事担当者が提出の申立期間当時の社内報に、同社C工場から申立人を含む19人が、昭和41年7月28日に同社D工場に赴任した旨記されていることから、同年7月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月を14万2,000円、同年8月及び同年9月を17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
年金事務所からの照会文書により、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年8月1日付け随時改定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、

いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月は、同年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から14万2,000円、同年8月及び同年9月は、当該名簿において取消処理されている同年8月1日付け随時改定の記録から17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月を15万円、同年8月及び同年9月を18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
老齢年金の受給について社会保険事務所(当時)に相談した際、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、証拠が何もないので今までは申立てを行っていなかった。

しかし、最近、年金事務所からの照会文書によって、同様に空白期間が有る元同僚の当該期間に係る記録が訂正されたことを知り、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思った。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年8月1日付け随時改定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る

被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月は、同年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から15万円、同年8月及び同年9月は、当該名簿において取消処理されている同年8月1日付け随時改定の記録から18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月を17万円、同年8月及び同年9月を20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
ねんきん特別便又はねんきん定期便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、証拠が何もないので、今までは申立てを行っていなかった。

しかし、最近、年金事務所からの照会文書によって、同様に空白期間が有る元同僚の当該期間に係る記録が訂正されたことを知り、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思った。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年8月1日付け随時改定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る

被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月は、同年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から17万円、同年8月及び同年9月は、当該名簿において取消処理されている同年8月1日付け随時改定の記録から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで

老齢年金の受給について社会保険事務所(当時)に相談した際、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、証拠が何もないので、今までは申立てを行っていなかった。

しかし、最近、年金事務所からの照会文書によって、同様に空白期間が有る元同僚の当該期間に係る記録が訂正されたことを知り、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思った。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る

被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
年金事務所からの照会文書により、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の

記録が取り消されている。

加えて、前述の 102 人のうちの 1 人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和 54 年 7 月分から同年 10 月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A 社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A 社における雇用保険の離職日が同年 10 月 15 日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年 10 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 5 月に係る前述の被保険者名簿の記録から 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
老齢年金の受給について社会保険事務所（当時）に相談した際、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、証拠が何もないので、今までは申立てを行っていなかった。

しかし、最近、年金事務所からの照会文書によって、同様に空白期間が有る元同僚の当該期間に係る記録が訂正されたことを知り、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思った。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所で

なくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和38年10月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間に異動はあったが、A社には、入社後退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の記録から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務（昭和38年9月23日にA社本店から同社D支店に異動）していたことが認められる。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人については、同社本店に係る被保険者資格を昭和38年9月4日に取得し、同年9月23日に資格を喪失と記録されており、同年9月は厚生年金保険法第19条第2項の規定（同月得喪）により、年金額の基礎となる被保険者期間となっていることが確認できる。

さらに、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことを踏まえ、B社の人事担当者が、「A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、異動前の事業所（A社本店）において厚生年金保険を適用させるべきであった。」旨陳述していることから判断すると、申立人の同社本店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月19日まで

昭和35年2月にA社B営業所に入社し、その後、関連会社のD社に異動になったが、異動前後の期間と思われる申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務していたため、申立期間も給与から保険料が控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚（申立人と同時期にA社B営業所からD社に異動したとする者を含む。）の陳述から判断すると、申立人が申立期間もD社に継続して勤務（A社B営業所からD社に異動）していたことが認められる。

また、申立人と同様に、D社にE職として異動した上記元同僚の一人は、「F県に所在するグループ会社の事業所については、私が所属していたA社G営業所が給与計算事務を行っており、申立人の申立期間に係る保険料も継続して控除されていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務していたD社は、昭和44年11月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、申立人と同時期に異動の上記同僚は、申立期間に係る

社会保険の加入について、「D社の社会保険適用前の期間は、A社B営業所で加入しており、保険料も控除されていたはずだ。」と陳述していることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日を同年11月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、当時の資料が現存していないため不明であるとしており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月31日から同年11月19日まで
昭和36年12月にA社B営業所に入社し、その後、関連会社のD社に異動になったが、異動前後の期間と思われる申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務していたため、申立期間も給与から保険料が控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚（申立人と同時期にA社B営業所からD社に異動したとする者を含む。）の陳述から判断すると、申立人が申立期間もD社に継続して勤務（A社B営業所からD社に異動）していたことが認められる。

また、申立人と同様に、D社にE職として異動した上記元同僚の一人は、「F県に所在するグループ会社の事業所については、私が所属していたA社G営業所が給与計算事務を行っており、申立人の申立期間に係る保険料も継続して控除されていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務していたD社は、昭和44年11月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、申立人と同時期に異動の上記同僚は、申立期間に係る

社会保険の加入について、「D社の社会保険適用前の期間は、A社B営業所で加入しており、保険料も控除されていたはずだ。」と陳述していることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日を同年11月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、当時の資料が現存していないため不明であるとしており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月19日まで

昭和35年9月にA社B営業所に入社し、その後、関連会社のD社に異動になったが、異動前後の期間と思われる申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務していたため、申立期間も給与から保険料が控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚（申立人と同時期にA社B営業所からD社に異動したとする者を含む。）の陳述から判断すると、申立人が申立期間もD社に継続して勤務（A社B営業所からD社に異動）していたことが認められる。

また、申立人と同様に、D社にE職として異動した上記元同僚の一人は、「F県に所在するグループ会社の事業所については、私が所属していたA社G営業所が給与計算事務を行っており、申立人の申立期間に係る保険料も継続して控除されていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務していたD社は、昭和44年11月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、申立人と同時期に異動の上記同僚は、申立期間に係る

社会保険の加入について、「D社の社会保険適用前の期間は、A社B営業所で加入しており、保険料も控除されていたはずだ。」と陳述していることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日を同年11月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、当時の資料が現存していないため不明であるとしており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

昭和42年4月にA社に入社し、当初1か月間は実習のため、同社C工場に勤務した。その後、D地域にあったE社F事業所内でG業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間当時、退職することなくA社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社B支店に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変化がなかったことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間も当社に継続して勤務しており、B支店で支給された給与から、申立期間の厚生年金保険料を控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

昭和43年1月にA社に入社し、44年12月に退社するまで、C地域にあったD社E事業所内でF業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間当時、退職することなくA社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社B支店に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変化がなかったことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間も当社に継続して勤務しており、B支店で支給された給与から、申立期間の厚生年金保険料を控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪（和歌山）厚生年金 事案 13878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

夫はA社に正社員として継続して勤務していたが、申立期間の、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間当時、夫は退職することなくA社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の人事記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社B支店に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変化がなかったことが認められる。

また、A社は、「申立人は、申立期間も当社に継続して勤務しており、B支店で支給された給与から、申立期間の厚生年金保険料を控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年6月1日まで

夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫は昭和25年4月から平成4年3月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社に勤務していた元従業員の陳述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の元従業員の陳述によれば、申立人は、A社C支社に勤務していた者の異動に伴い、その後任として同社B支店から同社同支社に異動したと考えられ、当該前任者が、昭和38年6月1日に同社同支社において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の同社同支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪（兵庫）厚生年金 事案 13880

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、同社B支店から同社本社C事業所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、D健康保険組合の記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の申立期間に係る賃金支払明細票から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社B支店から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社提出の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に、申立人の同社B支店における資格喪失日はオンライン記録どおりの昭和53年10月25日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 20 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低額となっている。給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書で確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪（奈良）厚生年金 事案 13882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所の記録では、A社B支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているが、申立期間も継続して勤務していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労務管理をしているD社から提出された従業員人事記録表及び申立人が所持する永年勤続の表彰状から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は、「人事異動に伴い、異動元において厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る手続を行う際、同手続に手違いがあったものと思われる。」と回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和42年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所の記録では、A社B支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているが、申立期間も継続して勤務していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同僚の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年7月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の労務管理をしているD社は不明としているが、事業主が申立てどおりに申立人の資格喪失日を昭和37年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月28日から同年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A社C営業所から同社D工場に転勤した時期である昭和40年9月28日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録により昭和40年10月1日に異動したことが確認できる同僚二人が、「申立人と私は、同じ日に異動した。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から同年9月1日まで

年金事務所から、A社C工場及び同社D工場で勤務していた夫の同僚の年金記録が訂正された旨案内があり、夫の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

しかし、夫は、A社に昭和40年に入社し、60年に退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社D工場は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立人と同様、同社C工場から同社D工場に異動したことが確認できる複数の同僚は、「A社D工場は、同社C工場の出先として同工場の仕事の一部を担当しており、D工場における給与は、継続してC工場から支払われていた。」と陳述していることから、申立人は、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44

年9月1日より前においては、同社C工場における被保険者として取り扱われていたものと考えるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C工場は、昭和47年に、B社は、平成13年にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月1日まで
年金事務所から、A社(本店)及び同社B支店で一緒に勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨案内があり、自身の記録を確認すると、私も同社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。

申立期間は、A社(本店)から同社B支店へ転勤した時期であり、継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社(本店)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社(本店)で昭和34年4月1日に資格を喪失し、同社B支店において同年5月1日に資格を取得している複数の同僚が、「申立人と一緒に昭和34年4月1日にA社本店から同社B支店に転勤になり、申立期間も同支店で継続して勤務していた。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和43年10月に解散している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月24日から同年6月1日まで

平成25年1月18日に、年金事務所からA社及びB社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨案内があったので、自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和60年9月にA社に入社し、その後、子会社のB社に移籍したが、平成4年2月に退職するまで同社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和62年5月分、同年6月分の諸給与支払内訳明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にB社に移籍した複数の元同僚の陳述から、昭和62年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の昭和62年5月分諸給与支払内訳明細書における保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているものの、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生

年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの昭和62年5月24日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月21日から同年6月1日まで
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、当該期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の加入記録から、昭和41年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社に係る会社組織変遷図によると、同社は、昭和41年5月に3社に分離独立していることが確認でき、社会保険事務所の記録から、当該3社のうち同社を除く2社は、同年5月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様に昭和 41 年 5 月 21 日に C 社において資格を喪失し、同年 6 月 1 日に A 社において資格を取得している被保険者は 47 人確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本から、同社の法人設立日は同年 5 月 * 日であることが確認できることから、申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A 社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月まで

私は昭和 36 年 4 月に就職したが、就職先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、母が、「あなたも国民年金に加入したほうがよい。」と言って私の国民年金の加入手続きを行い、自身の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料も納付してくれた。また、母は私が結婚した 42 年 10 月から現住所地に転居する 47 年 4 月までの期間は、私の妻の分の保険料も納付してくれていた。

また、その母から、「転居後は、自身で国民年金保険料を納付するように。」と言われたのを覚えている。

その母は死亡し、申立期間当時の状況は分からないが、几帳面きちょうめんな性格で信頼できる人であったため、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の公的年金の加入期間は、昭和 34 年 3 月から 35 年 2 月までの厚生年金保険被保険者期間のみで、国民年金被保険者期間が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認したが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の母は既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は11年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年4月まで

昭和42年10月に義母が、私たち夫婦の婚姻届を提出してくれたが、その時に「私の息子も国民年金に加入しているので、あなたも加入したほうがよい。」と言って、私の国民年金の加入手続きを行い、現住所地に転居する47年4月まで、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。

また、夫が義母から、「転居後は、あなたたちで国民年金保険料を納付するように。」と言われたことを覚えている。

その義母は死亡し、申立期間当時の状況は分からないが、几帳面きちょうめんな性格で信頼できる人であったので、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の公的年金の加入期間は、昭和35年4月から38年3月までの厚生年金保険被保険者期間のみで、国民年金被保険者期間が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認したが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納

付に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の義母は既に死亡しているため、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、その義母が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立期間と同じ期間は国民年金に未加入であり、納付記録は無い。

加えて、申立期間は4年間以上と長期間であり、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 2 月までの期間並びに平成 2 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から 63 年 2 月まで
② 平成 2 年 9 月及び同年 10 月

申立期間①について、私の母が A 県 B 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で、私の兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を毎月納めてくれた。

申立期間②について、平成 2 年に私が会社を退職し、次に就職するまでの 2 か月間についても、母が手続を行い国民年金保険料を納めてくれた。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、全て私の母が行ってくれていた。当時の関連書類等は、災害に遭ったため全て消失してしましたが、申立期間①及び②について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人が初めて国民年金の第 1 号被保険者の資格を取得したのは、C 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 24 年 5 月 21 日であることが確認でき、この場合、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母は、申立人の兄の保険料と合わせて申立人の保険料を納付していたとするものの、その納付金額、納付場所について覚えておらず、当時の具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立期

間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があることから、申立人の申立期間当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿を視認するほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立期間当時に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年3月まで
平成5年2月に私が会社を退職後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、その後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。
申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みであり、私だけが未納とされているので、記録が漏れていないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたとしている。

しかしながら、申立人の妻の陳述から、申立期間当時以降においては、業績悪化等に伴う生活状況の変化があったことがうかがえるところ、オンライン記録によると、申立期間後の申立人及びその妻に係る国民年金保険料については、その納付日が異なっていることから、一緒に納付していた事情はうかがえないとともに、その後、納付の遅延又は免除が承認されている記録となっていることを踏まえると、申立期間当時は、保険料の納付が困難であった様子がうかがえる。

また、申立期間は国民年金保険料の徴収事務が国に一元化された時期であり、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されるなど、記録管理の強化が図られていることから、金融機関を通じて納付したとする申立人の納付記録が、欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪（福井）国民年金 事案 6514

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から4年3月まで
申立期間当時、私は大学に通うためにA県で下宿していた。

時期は覚えていないが、その下宿していた時期に私の父から電話があり、私が国民年金に加入していない旨連絡がB県C市役所からあったので、父が私の国民年金の加入手続を行うとともに、20歳からの国民年金保険料も納付したことを聞かされた。

父は既に亡くなっているので詳しいことは分からない上、何の証拠も無いが、加入後の私の国民年金保険料は父が納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県D市に居住し大学に通っていた頃に、その父からC市において申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を納付していることについて、その父から聞かされたところ、同市は申立期間当時、同市に住民票がある20歳到達者に国民年金の加入勧奨を行っていたとしている。

しかし、申立人の戸籍の附票を見ると、申立人の住所は申立人が大学に入学した昭和63年4月に、C市からD市に異動されていることが確認できることから、申立人は申立期間において、既に同市の国民年金の加入勧奨対象者となる同市の住民ではなく、申立人の父が同市において、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が無いことから、申立人が国民年金に加入したのは基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であると考えられる上、申立人が所

持する年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が8年7月20日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であることから、平成元年2月から2年4月までのC市に係る国民年金手帳記号番号払出簿の目視を行い、またオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 54 年 3 月まで

昭和 55 年 1 月頃、A 県 B 市役所において、私の妻の厚生年金保険から国民年金への切替手続を夫婦で行ったときに、私が国民年金に未加入であることが分かったので、その場で国民年金の加入手続を行った。

また、その際、職員から 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付するよう言われ、一括での納付は無理だと申し出たところ、分割納付できると言われ、妻が何度か B 市役所に出向き、納付書を用いて私の保険料を分割して納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を B 市役所で納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 2 月に払い出されていることが確認できるところ、この場合、申立期間のうち、52 年 12 月以前の期間の国民年金保険料については、時効にかかわらず納付することを認めた特例納付、53 年 1 月以後の期間の保険料については、過年度納付が可能であるものの、国庫金である特例納付保険料及び過年度保険料は、市区町村では収納することができず、申立人の妻が B 市役所で、これらの保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、特例納付については、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期において、3 回目の特例納付が実施されていたが、本来、この制度は年金受給権確保の観点から実施されたものであることから、当時、申立人に

については、加入手続時期以降 60 歳に達するまでの間において、年金受給要件である 25 年の受給資格期間を満たすことが可能であったことから、当該特例納付の勧奨対象者とされなかったと考えられるなど、特例納付により保険料が納付された事情はうかがえない。

さらに、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は未納と記録されており、その記録は、社会保険事務所（当時）が管理していた国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付時期及び納付金額の記憶が定かではない上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪（滋賀）国民年金 事案 6516（滋賀国民年金 事案 982 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

夫が自宅で仕事を始めたのに伴って、私も内職を始めた頃に、近所を回っていた女性の国民年金の集金人に勧められ、私が、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については集金で納付した。

私が昭和46年に外に働きに出てからは、自身で市役所の支所に出向き国民年金保険料を納付していたが、そのときの保険料は納付済みと記録されているのに、国民年金手帳を用いて集金で納付していた申立期間の保険料が、未納と記録されていることから、平成22年に年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、前回の申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間について、新たに私の妹の証言が得られたことから、前回の申立期間を変更して申し立てるので、もう一度審議の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む前回の昭和40年3月から46年3月までの期間に係る申立てについては、既に年金記録確認滋賀地方第三者委員会の決定に基づき、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月1日に夫婦連番で、A県B市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点においては、申立期間のうち、43年12月以前の期間の国民年金保険料は、時効により制度上、納付することはできず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないこと、ii) 申立期間のうち、一部期間について、B市では当時、集金人及び市役所の窓口で過年度納付することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号の払

出日は第1回特例納付の実施期間内であるが、保険料をまとめて納付したとの主張も無いこと、iii) B市の国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間に納付の記録は無い上、申立期間は73か月と長期に及んでおり、このような長期にわたって、行政側が保険料の収納記録の事務処理を誤ったとは考え難いこと、iv) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、平成23年3月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間において、申立人とその妹が国民年金に加入していたこと、及び申立人が国民年金手帳を所持していたことをその妹が新たに証言してくれるので、このことが今回の申立期間の国民年金保険料を納付していたことの証明であると申し立てている。

しかし、申立人と同時期に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと陳述するその妹の国民年金被保険者の資格取得日は、国民年金手帳記号番号払出簿に昭和49年4月1日と、国民年金手帳記号番号の払出しも手帳記号番号払出簿に同年8月1日と記されていることから、申立人の妹の今回の陳述内容はこのことと符合しない。

また、申立人に対し、当時の国民年金保険料の納付に係る事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を確認することができない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から63年3月までの期間、同年11月から平成2年10月までの期間及び同年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から63年3月まで
② 昭和63年11月から平成2年10月まで
③ 平成2年12月から3年3月まで

私は、会社を退職した後、父が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚する平成4年1月までの国民年金保険料を父母の保険料と一緒に父が納付してくれていた。

申立期間①から③までについて、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が会社を退職した後、父が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料も父が納付してくれていた。」と申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県B市C区において昭和57年10月12日に払い出されていることが確認でき、申立期間①から③までの国民年金保険料は、過年度納付及び現年度納付が可能であるが、申立人に係る保険料の納付を行ったとするその父親は既に死亡しており、申立人自身も当該納付に直接関与していないことから、保険料の納付については具体的な状況が不明である上、申立人は、「申立期間当時、同居していた母は、郵便局員が定期的に集金に来ていたとしている。」と陳述しているが、申立期間当時の申立人の住所地に所在するD郵便局は、「当時、郵便局員が国民年金保険料を集金していた事実は確認できない。」旨回答しており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、父が父母の保険料と共に

納付してくれたと思う。」としているが、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和59年11月以降で61年6月から同年10月までを除く期間、申立期間②及び③について、申立人の両親は共に保険料の納付義務を負う国民年金第1号被保険者ではなく、当時の同居者のうち、第1号被保険者は申立人のみであることが確認でき、申立人の陳述と符合しない上、申立人からは当該期間に係る具体的な陳述は得られなかった。

さらに、申立期間①から③までの期間は合わせて8年7か月に及んでおり、行政機関において、これほど長期間にわたり国民年金保険料の収納及び年金記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6518 (事案 6367 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成2年6月まで

私は、昭和58年1月に会社を退職後、家業を手伝うようになり、同年8月頃から本格的に家業に従事するようになったが、私自身はそれまで国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていなかった。

しかし、その後、時期ははっきり覚えていないが、当時、家業の経理を行っていた祖父から、私たち夫婦の国民年金保険料が未納になっていることを知ったので、保険料を納付しておいたということを聞いた記憶があり、また、両親もそのような話を聞いた記憶があると言っている。

その後の私たち夫婦の国民年金保険料についても、祖父が納付してくれており、祖父が亡くなった後は、祖父の話を聞いていた祖母が、私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨通知を受けた。

しかし、私たち夫婦の国民年金保険料については、祖父及び祖母が納付したことを私だけでなく、妻及び私の両親も聞いたと言っているので、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人が会社就職による厚生年金保険の加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失した昭和57年3月29日以降、同被保険者資格を取得したことは認められない上、申立人が所持する年金手帳を見ても、申立期間について、国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は確認できないことから、

申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人は、その祖父及び祖母が申立人夫婦の保険料を納付していたと陳述するのみで、会社退職後の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の祖父及び祖母は既に他界していることから、申立期間の保険料納付の具体的な状況を確認することができないこと、iii) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iv) 申立期間は、7年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年7月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から再申立てがあったが、申立人からは、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな陳述を得ることができない上、新たな資料の提出も無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6519（事案 6368 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から平成 2 年 6 月まで

私は昭和 57 年 10 月に結婚し、58 年 8 月頃から夫の家業に従事するようになったが、私自身はそれまで国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていなかった。

しかし、その後、時期ははっきり覚えていないが、当時、家業の経理を行っていた夫の祖父から、私たち夫婦の国民年金保険料が未納になっていることを知ったので、保険料を納付しておいたということを聞いた記憶があり、また、夫の両親もそのような話を聞いた記憶があると言っている。

その後の私たち夫婦の国民年金保険料についても、夫の祖父が納付してくれており、祖父が亡くなった後は、祖父の話を聞いていた夫の祖母が、私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨通知を受けた。

しかし、私たち夫婦の国民年金保険料については、夫の祖父及び祖母が納付したことを私だけでなく、夫及びその両親も聞いたと言っているのもう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の実家のある A 県 B 市 C 区において、結婚前の昭和 57 年 2 月 10 日に旧姓で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、結婚前に勤務していた会社の退職時に年金手

帳を受け取った記憶があるのみで、国民年金の加入手続及び結婚後の国民年金に係る手続についての記憶はないと陳述していること、ii) 申立人が所持する厚生年金保険被保険者記号番号及び国民年金手帳記号番号が記載されている年金手帳を見ると、申立人の旧姓から現姓への氏名変更及び申立人の実家のある同市C区から結婚後の転居先である同市D区への住所変更について、家業の事業所が厚生年金保険適用事業所になることに伴い、申立人が厚生年金保険被保険者となった後の平成2年7月31日付けで行われていることが確認でき、それまで、結婚後における国民年金法上の手続が行われたものとは考え難い上、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶はないと陳述していること、iii) 申立人は、その夫の祖父及び祖母が申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたと陳述するのみで、結婚後における国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫の祖父及び祖母は既に他界していることから、申立期間の保険料納付の具体的な状況を確認することができないこと、iv) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、v) 申立期間は、8年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって、保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、24年7月6日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から再申立てがあったが、申立人からは、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな陳述を得ることができない上、新たな資料の提出も無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6520 (事案 6052、6254 及び 6421 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 11 月まで

申立期間①については、昭和 62 年 1 月の退職時、勤務先から国民年金に加入するよう指導されたので、退職後、自身で A 県 B 市役所へ行き手続きをしたと思う。その時、57 年 4 月から所持していた年金手帳に、国民年金手帳記号番号が記載された記憶がある。

手続き時には、既に昭和 62 年 4 月からの勤務先が決まっていたことから、申立期間①の 3 か月の国民年金保険料をその場で一括納付したところ、年金手帳に検認印が押されたのを記憶している。

申立期間②についても、昭和 63 年 1 月に退職した後、B 市役所へ行き国民年金への切替手続きをするとともに、定期的に市役所窓口で国民年金保険料を納付し、上記と同じ年金手帳に検認印を押してもらった。

申立期間が未加入とされ、納付した国民年金保険料が記録されていないことは納得できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、私が昭和 62 年当時使用していたスケジュール帳が見付かり、その中に同年 1 月 22 日に B 市役所又は C 社会保険事務所 (当時) へ行ったことを示す記載があった。

これを基に、再度当時の記憶をたどってみたところ、昭和 62 年 1 月に会社を退職後、B 市役所又は C 社会保険事務所において、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行うとともに、その際、健康保険継続療養の手続きについては、前勤務先を管轄する社会保険事務所 (当時) へ行くように指

導されたことから、その後、D社会保険事務所（当時）において手続を行ったことを思い出した。

新たな資料として、スケジュール帳と昭和62年2月4日付け交付の健康保険継続療養証明書を提出するので、再度、審議してほしい。

以上を再度、当該第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、私が昭和63年当時使用していたスケジュール帳及び金融機関の預金通帳が見付かり、内容を確認したところ、スケジュール帳の同年4月のページの欄外に「国民健康保険料¥15,000 済」、また、預金通帳に平成元年3月6日付けで、「Bシスイトウインホケ」から1万6,018円が振り込まれていることを示す記載があった。

これらの記載から、改めて、以下のことを思い出した。

i) 昭和63年1月31日にE社を退職し、国民健康保険及び国民年金に加入し、いずれの保険料も納付していたこと。

ii) 昭和63年5月頃からF社にアルバイトとして勤務してからも、同様に保険料を納付していたが、同年12月10日付けで正社員になったことで、会社からB市役所に電話し、国民健康保険及び国民年金の解約を口頭で申し出たこと。

このように、解約の記憶がある以上、その前提として国民年金に加入していたことは間違いないと思う。

また、平成元年1月分の給与明細と年末調整還付金額の記載されたメモの入った給料袋を見付けた。これも、申立期間の国民年金保険料の納付に何らかの関係があると思う。

なお、申立期間①については、特に新たな資料等はないが、申立期間②についての加入及び納付がうかがえるのであれば、申立期間①も同様であるはずである。

以上の主張及び資料を基に、もう一度審議してほしい。

以上を、再度、当該第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

そこで、今回新たな資料を探したところ見付からなかったが、以下のことを思い出した。

i) 平成4年9月から勤務していたG社に在職中、この会社の雇用主の許可を取って、国民年金の再加入手続のために外出したこと。この点については雇用主に確認したところ、雇用主は、私が国民年金の再加入手続のために外出したことを証言してくれると言っている。

ii) 私の姉が国民年金の加入手続を行う際、姉より前に私は加入手続等を行っていたので、C社会保険事務所の場所等を姉に教えてあげたこと。

これらのことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違

いないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市において、平成4年9月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、5年2月ないし同年3月頃に払い出されたと推認でき、申立期間は、いずれも国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 同市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の資格取得日は4年9月1日であり、また、名簿作成日は5年3月10日となっており、オンライン記録等と符合すること、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、年金手帳に検認印を押してもらったとしているところ、当時は、既に印紙検認による保険料の収納方式は終了しており、発行される年金手帳にも印紙検認記録欄は無く、制度状況と符合しないこと、iv) 申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年10月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、昭和62年当時のスケジュール帳及び健康保険継続療養証明書を、申立期間当時にB市役所又はC社会保険事務所で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったことを示す新たな資料として、再申立てを行ったが、i) スケジュール帳に記載された「H組織」については、市役所又は社会保険事務所と書くべきところを間違えたものであるとしているが、書き間違えることは考え難く、記載どおりH組織への訪問記録であるとするのが相当であること、ii) 健康保険継続療養証明書については、同市役所又は同社会保険事務所で、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った際、前勤務先を管轄する社会保険事務所へ行くように指導されたことから、その後、D社会保険事務所で手続を行ったとしているものの、当該証明書からは、申立人が同市役所又はC社会保険事務所で、国民年金の加入手続及び保険料を納付したことまでは推認できないことなどから、新たな提出資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないとして、平成24年2月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、自身が所持する昭和63年のスケジュール帳及び金融機関の預金通帳を新たな資料として提出して再申立てを行ったが、i) 申立人が所持するスケジュール帳を見ると、同年4月の欄外に「国民健康保険料 ¥15,000 済」の記載が確認できるものの、国民年金保険料に関する記載は確認できず、保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人が所持する金融機関の預金通帳を見ると、普通預金欄に、「Bシスイトウイン

ホケ」から1万6,018円の振込が確認できるところ、B市は、「Bシスイトウインホケンカチョウ」の名称で国民健康保険料の還付金を振込していた可能性が高いとしており、また、社会保険庁（当時）では、国民年金保険料を還付する場合、居住地を管轄する社会保険事務所名で還付することが通例であるとしている上、他に保険料の還付に関する記載が見当たらないことなどから、当該預金通帳からも保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人は、平成元年1月分の給与明細及び年末調整還付金額が記載されたメモも新たな資料として提出しているが、給与明細には年末調整還付金は含まれていない上、仮に還付金が含まれていたとしても、年間の税金に対するものであり、保険料の納付を裏付けるものとは認め難いこと、iv) 申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、再度、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、新たな提出資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないとして、24年9月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、平成4年9月から勤務していた会社の雇用主が、在職中に申立人が国民年金の再加入手続のために外出許可を取ったことを証言してくれるとしているが、当該雇用主に確認したところ、「時期の記憶はないが、申立人は、私が経営するG社に入社し、入社後に許可を取って外出したことは覚えているが、それが国民年金の再加入手続のためだったかどうかは覚えていない。」としている。

また、申立人は、その姉が国民年金の加入手続を行うときに、自身がそれ以前に加入手続等を行っていたので、C社会保険事務所の場所等を教えてあげたとしているところ、オンライン記録を見ると、申立人の姉は、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和62年1月より9か月前の61年4月に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

これらのことから、申立人が国民年金保険料の納付につながるとする新たな事情は、申立人が申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していたことを裏付けるものとは言えず、ほかに新たな資料の提出等も無く、当委員会の当初の決定を変更すべき事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪（兵庫）厚生年金 事案 13889

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から 22 年 1 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 11 月から 6 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 7 年 9 月までは 50 万円と記録されていたところ、同年 10 月 4 日付けで、5 年 11 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票によると、当該遡及訂正処理が行われた当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが認められる。

ところで、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 6 月 2 日から平成 23 年 6 月 28 日まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自らの標準報酬月額を遡及して減額する手続に関与した記憶はなく、会計事務所の担当者が社会保険事務所（当時）の職員と話をしていた。」と陳述しているところ、当該会計事務所は、「当時の資料は保存していない上、A社を担当していた者も死亡しているが、担当者が社長と相談もせず、独断で標準報酬月額を遡及して減額する手続を行うことはあり得ないし、手続書類には代表者印も必要である。」旨陳述している。

さらに、前述の滞納処分票の事蹟欄を見ると、平成7年9月28日の欄に、「代表者来所、この不況による売り上げ低下のため降給していたが月変届未提出との申出により届出受理す。」と記載されていることから、当時の事業主（代表取締役）であった申立人が、当該遡及減額訂正に関与していたと考えるのが自然であり、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人のA社における標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該期間において、標準報酬月額が遡及して訂正される等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

一方、申立期間②のうち、平成13年1月1日から15年1月1日までの期間及び17年1月1日から21年1月1日までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、前述のとおり、申立人は申立期間を通じてA社の代表取締役であった上、前述の滞納処分票の事蹟欄を見ると、平成3年4月から21年12月までの間に、社会保険事務所の職員が代表者と滞納保険料について、再三協議している旨記載されており、自ら「滞納金について、何度か社会保険事務所の職員と話したことがある。」と陳述していることを踏まえると、申立人自身の給与から控除した厚生年金保険料額が、社会保険事務所に届出された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と相違していることを知り得なかったとは考え難い。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

大阪（兵庫）厚生年金 事案 13890（兵庫厚生年金事案 3208 及び 4579 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 4 月から A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、同社に籍を置いたまま軍隊練習生に志願し、入隊後、20 年 8 月 26 日前後に復員し、同年 9 月から同社に復職、同年 11 月に C 社（現在は、D 社）に転職した。A 社への復職から転職するまでの間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（以下「兵庫委員会」という。）に記録訂正の申立てをこれまで 2 回行ったところ、平成 23 年 4 月 18 日付け及び 24 年 1 月 16 日付けで、申立てを認めることができないとの通知があった。

しかし、勤務していたことは事実であり、勤務していれば当然に厚生年金保険に加入していたはずなので、兵庫委員会の判断に納得できない。

今回、新たな資料として履歴表を提出するので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の申立てについては、i) B 社は、「申立期間当時の人事記録は保管されておらず、当時の状況は不明である。」旨回答していること、ii) 申立人が記憶する元同僚は既に死亡している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、元従業員に当時の状況等を照会したが、申立人の同社への在籍について具体的な証言を得ることができないことなどから、既に第三者委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 4 月 18 日付けで通知が行われている。

2 その後、申立人は、A 社の元同僚のうち、元後輩（一人）、新たに同社に

同期入社した元同僚4人、近所に在住している同社の元先輩（一人）及び自身と同様に志願により兵役に就いた後に、同社に復職した元同僚（一人）の名前を挙げて再申立てを行ったが、i）元後輩については、同社に係る被保険者名簿において、確認することができないこと、ii）申立人が同期入社したとしている4人のうち、1人は、「申立人から、復員後の昭和20年9月にA社に復職し、同年10月末まで勤務したと聞いたことはあるものの、その他のことについては申立人とは部署が異なっていたので分からない。」、他の1人は、「申立人のことは記憶していない。」旨それぞれ陳述しており、残りの2人については、1人は所在不明、1人は既に死亡していることから陳述を得ることができないこと、iii）元先輩は、「申立人と面識があるのは昭和26年以降であり、申立人のそれ以前の状況については、A社での勤務も含め分からない。」旨陳述していること、iv）申立人が復員後、同社に復職したことを記憶する元同僚は、「申立人から復員後、A社に復職したと聞いたことはあるが、復職した時期等については分からない。なお、私は志願ではなく召集により兵役に就いた。」旨陳述していることなどから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に兵庫委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成24年1月16日付けで通知が行われている。

- 3 今回、申立人は新たな資料として兵役当時の「履歴表」を提出し、申立期間について再々度の申立てを行っているが、当該資料からは申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することはできず、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。